

東ヶ丘居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業所の概要

運営主体法人名	医療法人 東ヶ丘クリニック
法人所在地	知多郡阿久比町大字福住字高根台11-6
電話番号	0569-48-5551
代表者氏名	理事長 神原 徳久
フリガナ	ヒガシカキキョウカクゴシヅギョウシヨ
事業者氏名	東ヶ丘居宅介護支援事業所
事業所所在地	知多郡阿久比町大字福住字高根台11-6
管理者氏名	深谷 かずみ
交通の方法	名鉄巽ヶ丘駅から徒歩20分 知多バス東ヶ丘バス停から徒歩2分
電話番号	0569-48-9221
FAX番号	0569-48-9223
介護保険指定番号	2375700685
指定年月日	2001年 5月 15日
運営の方針と事業所の特色	<p>事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p>
情報公表について	愛知県指定介護サービス情報公表制度により、 http://www.kaigo-kouhyou-aichi.jp/kaigosip/top.do に公表されています。公表情報の詳細をご希望の場合はお渡しします。

2. 職員の体制に関する事項

所属職員の数・構成	管理者1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務） 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
	介護支援専門員1名以上（管理者と兼務有） 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

3. 居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

営業日	月～金曜日 ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。	
営業時間	9:00～17:00	
サービス提供地域	阿久比町 東浦町（緒川） 知多市（巽が丘、南巽が丘、西巽が丘）	
居宅介護支援の提供方法	利用者の相談を受ける場所	東ヶ丘居宅介護支援事業所内
	利用する課題分析票の種類	居宅サービス計画ガイドライン（全社協・在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成）
	サービス担当者会議の開催場所	原則として利用者自宅

	介護支援専門員の居宅訪問頻度	最低月1回
	モニタリングの結果記録	1ヶ月に1回
苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置された苦情・相談窓口	東ヶ丘居宅介護支援事業所 電話番号 0569-48-9221 担当者 深谷 かずみ 対応時間 9:00~17:00
	市町村に設置された苦情・相談窓口	阿久比町役場（健康介護課） 電話番号 0569-48-1111
		知多北部広域連合 電話番号 052-689-1651
		知多市役所（長寿課） 電話番号 0562-33-3151
	東浦町役場（ふくし課） 電話番号 0562-83-3111	
国保連苦情・相談対応窓口介護サービス苦情相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 電話番号 052-971-4165	
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密保持	担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。なおサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。	
虐待防止のための措置	事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、医療法人東ヶ丘クリニックが定める高齢者虐待防止のための指針に則り以下の措置を講ずる。(1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に十分に周知する。(2)従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(3)上記(1)(2)を適切に実施するための担当者を置く。	
利用料	基本的には利用者負担はありません。保険料の滞納等により利用者負担が発生することがあります。要介護1、2の方1086単位、要介護3、4、5の方1411単位が介護保険より支払われます。他、初回加算300単位、入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位（Ⅱ）200単位、退院・退所加算450~900単位、緊急時等カンファレンス加算200単位（月2回限り）、が加算されることがあります。なお、阿久比町は地域区分が7級地であるため、上記の単位数に10.21円を乗じた金額となります。	

居宅介護支援提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 知多郡阿久比町大字福住字高根台11-6
 名称 東ヶ丘居宅介護支援事業所
 説明者氏名 印

私は、本書面により、事業者から介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

住所

利用者

氏名

印

住所

署名代行者

氏名

続柄：（ ）印
